

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院の長への事務委任)</p> <p>第2条 医療収入その他の収入（国庫補助金その他本庁で取り扱うものを除く。）及び病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める予算の執行計画の範囲内における支出に関する権限に属する事務（次に掲げるものを除く。）並びに香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）別表2の7の項第19号から第25号までに掲げる事項は、<u>各県立病院及びがん検診センターの長</u>（以下「病院の長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(企業出納員の設置)</p> <p>第4条 病院事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、<u>県立病院課、各県立病院及びがん検診センター</u>に企業出納員を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>がん検診センターの企業出納員は、がん検診センターの職員のうちから、</u>管理者が命ずる。</p> <p>(企業出納員への事務委任)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる事務を<u>県立病院課及びがん検診センターの企業出納員</u>に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(病院の長への事務委任)</p> <p>第2条 医療収入その他の収入（国庫補助金その他本庁で取り扱うものを除く。）及び病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める予算の執行計画の範囲内における支出に関する権限に属する事務（次に掲げるものを除く。）並びに香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）別表2の7の項第19号から第25号までに掲げる事項は、<u>各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の長</u>（以下「病院の長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(企業出納員の設置)</p> <p>第4条 病院事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、<u>県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所</u>に企業出納員を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の企業出納員は、それぞ</u><u>れがん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の職員のうちから、</u>管理者が命ずる。</p> <p>(企業出納員への事務委任)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる事務を<u>県立病院課、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所</u>の企業出納員に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

(現金取扱員の設置)

第6条 県立病院課、各県立病院及びがん検診センターに現金取扱員を置く。

2 県立病院課、現金取扱員は、各県立病院及びがん検診センターの職員のうちから管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納に関する事務をつかさどる。

3 略

(帳簿の種類及び保管等)

第13条 略

(1)～(3) 略

(4) 各県立病院及びがん検診センターの企業出納員

ア～ク 略

2 略

(領収書の交付)

第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、各県立病院の総務企画課長である企業出納員及びがん検診センターの企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）及び現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。

2～5 略

(たな卸資産の管理)

第52条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、各県立病院の業務課長である企業出納員及びがん検診センターの企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、常に病院事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を保有するように努め、かつ、これを適正に管理しなければな

(現金取扱員の設置)

第6条 県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所に現金取扱員を置く。

2 現金取扱員は、県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の職員のうちから管理者が命じ、上司の命を受けて、現金の収納に関する事務をつかさどる。

3 略

(帳簿の種類及び保管等)

第13条 次の各号に掲げる者は、病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、それぞれ当該各号に定める帳簿（財務会計システムにより作成する帳簿については、電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）を備えなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の企業出納員

ア～ク 略

2 略

(領収書の交付)

第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、各県立病院の総務企画課長である企業出納員並びにがん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）並びに現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。

2～5 略

(たな卸資産の管理)

第52条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、各県立病院の業務課長である企業出納員並びにがん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、常に病院事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を保有するように努め、かつ、

らない。

(徴収職員の設置等)

第101条 債権管理の事務を補助させるため、県立病院課、各県立病院及びがん検診センターに徴収職員を置く。

2 徴収職員は、県立病院課、各県立病院及びがん検診センターの職員のうちから、管理者が命ずる。この場合において、辞令を用いず、身分証明書(第44号様式)の交付により、徴収職員に命ぜられたものとする。

3 略

これを適正に管理しなければならない。

(徴収職員の設置等)

第101条 債権管理の事務を補助させるため、県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所に徴収職員を置く。

2 徴収職員は、県立病院課、各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の職員のうちから、管理者が命ずる。この場合において、辞令を用いず、身分証明書(第44号様式)の交付により、徴収職員に命ぜられたものとする。

3 略

第7号様式中 「香川県立がん検診センター」を「香川県立がん検診センター」に改める。
香川県立白鳥病院附属津田診療所

第22号様式(その1)中 「香川県立がん検診センター所長」を「香川県立がん検診センター所長」に改める。
香川県立白鳥病院附属津田診療所所長

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線でで示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																												
第22号様式（その2）（第19条、第20条、第23条関係） （その1）	第22号様式（その2）（第19条、第20条、第23条関係） （その1）																																																																																																												
納入通知書（請求書）兼領収書 No. _____	納入通知書（請求書）兼領収書 No. _____																																																																																																												
患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様	患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様																																																																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>保険種別</td> <td></td> <td>負担割合</td> <td>%</td> <td>受診科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求期間</td> <td></td> <td colspan="3">病室</td> <td></td> </tr> </table>	保険種別		負担割合	%	受診科		請求期間		病室				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>保険種別</td> <td></td> <td>負担割合</td> <td>%</td> <td>受診科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求期間</td> <td></td> <td colspan="3">病室</td> <td></td> </tr> </table>	保険種別		負担割合	%	受診科		請求期間		病室																																																																																							
保険種別		負担割合	%	受診科																																																																																																									
請求期間		病室																																																																																																											
保険種別		負担割合	%	受診科																																																																																																									
請求期間		病室																																																																																																											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">診 療 点 数</td> <td>初・再診料</td> <td>入院料等</td> <td>医学管理等</td> <td>在宅医療</td> <td>検査</td> <td>画像診断</td> <td>投薬</td> </tr> <tr> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>注射</td> <td>リハビリテー</td> <td>精神科専門療</td> <td>処置</td> <td>手術</td> <td>麻酔</td> <td>放射線治療</td> </tr> <tr> <td>点</td> <td>ション</td> <td>法</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>歯冠修復及び</td> <td>歯科矯正</td> <td>病理診断</td> <td>診断群分類</td> <td>診療費計</td> <td>食事療養</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠損補綴</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>（DPC）</td> <td>点</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>点</td> <td></td> <td></td> <td>点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	診 療 点 数	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	点	点	点	点	点	点	点		注射	リハビリテー	精神科専門療	処置	手術	麻酔	放射線治療	点	ション	法	点	点	点	点		歯冠修復及び	歯科矯正	病理診断	診断群分類	診療費計	食事療養		欠損補綴	点	点	（DPC）	点	円			点			点				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">診 療 点 数</td> <td>初・再診料</td> <td>入院料等</td> <td>医学管理等</td> <td>在宅医療</td> <td>検査</td> <td>画像診断</td> <td>投薬</td> </tr> <tr> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>注射</td> <td>リハビリテー</td> <td>精神科専門療</td> <td>処置</td> <td>手術</td> <td>麻酔</td> <td>放射線治療</td> </tr> <tr> <td>点</td> <td>ション</td> <td>法</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>歯冠修復及び</td> <td>歯科矯正</td> <td>病理診断</td> <td>診断群分類</td> <td>診療費計</td> <td>食事療養</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠損補綴</td> <td>点</td> <td>点</td> <td>（DPC）</td> <td>点</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>点</td> <td></td> <td></td> <td>点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	診 療 点 数	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	点	点	点	点	点	点	点		注射	リハビリテー	精神科専門療	処置	手術	麻酔	放射線治療	点	ション	法	点	点	点	点		歯冠修復及び	歯科矯正	病理診断	診断群分類	診療費計	食事療養		欠損補綴	点	点	（DPC）	点	円			点			点					
診 療 点 数		初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬																																																																																																					
	点	点	点	点	点	点	点																																																																																																						
	注射	リハビリテー	精神科専門療	処置	手術	麻酔	放射線治療																																																																																																						
	点	ション	法	点	点	点	点																																																																																																						
	歯冠修復及び	歯科矯正	病理診断	診断群分類	診療費計	食事療養																																																																																																							
	欠損補綴	点	点	（DPC）	点	円																																																																																																							
	点			点																																																																																																									
診 療 点 数	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬																																																																																																						
	点	点	点	点	点	点	点																																																																																																						
	注射	リハビリテー	精神科専門療	処置	手術	麻酔	放射線治療																																																																																																						
	点	ション	法	点	点	点	点																																																																																																						
	歯冠修復及び	歯科矯正	病理診断	診断群分類	診療費計	食事療養																																																																																																							
	欠損補綴	点	点	（DPC）	点	円																																																																																																							
	点			点																																																																																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>診療費負担金</td> <td>高齢者一部負</td> <td>公費一部負担</td> <td></td> <td>選定療養等</td> <td>食事療養標準</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>担金</td> <td>金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>負担額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別室料</td> <td>文書料</td> <td>材料料</td> <td>検査料</td> <td>電気代</td> <td>容器代</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他①</td> <td>その他②</td> <td></td> <td></td> <td>助成金</td> <td>うち消費税及</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>び地方消費税</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>額</td> </tr> </table>	診療費負担金	高齢者一部負	公費一部負担		選定療養等	食事療養標準	円	担金	金	円	円	負担額							特別室料	文書料	材料料	検査料	電気代	容器代	円	円	円	円	円	円							その他①	その他②			助成金	うち消費税及	円	円			円	び地方消費税						額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>診療費負担金</td> <td>高齢者一部負</td> <td>公費一部負担</td> <td></td> <td>選定療養等</td> <td>食事療養標準</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>担金</td> <td>金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>負担額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別室料</td> <td>文書料</td> <td>材料料</td> <td>検査料</td> <td>電気代</td> <td>容器代</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他①</td> <td>その他②</td> <td></td> <td></td> <td>助成金</td> <td>うち消費税及</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>び地方消費税</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>額</td> </tr> </table>	診療費負担金	高齢者一部負	公費一部負担		選定療養等	食事療養標準	円	担金	金	円	円	負担額							特別室料	文書料	材料料	検査料	電気代	容器代	円	円	円	円	円	円							その他①	その他②			助成金	うち消費税及	円	円			円	び地方消費税						額
診療費負担金	高齢者一部負	公費一部負担		選定療養等	食事療養標準																																																																																																								
円	担金	金	円	円	負担額																																																																																																								
特別室料	文書料	材料料	検査料	電気代	容器代																																																																																																								
円	円	円	円	円	円																																																																																																								
その他①	その他②			助成金	うち消費税及																																																																																																								
円	円			円	び地方消費税																																																																																																								
					額																																																																																																								
診療費負担金	高齢者一部負	公費一部負担		選定療養等	食事療養標準																																																																																																								
円	担金	金	円	円	負担額																																																																																																								
特別室料	文書料	材料料	検査料	電気代	容器代																																																																																																								
円	円	円	円	円	円																																																																																																								
その他①	その他②			助成金	うち消費税及																																																																																																								
円	円			円	び地方消費税																																																																																																								
					額																																																																																																								
前々までの未納 納期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 納付場所 _____ 請求額 _____ 円	前々までの未納 納期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 納付場所 _____ 請求額 _____ 円																																																																																																												
香川県立 _____ 病院 香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の _____ 銀行	香川県立 _____ 病院 香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の _____ 銀行																																																																																																												
上記のとおり納付してください。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 香川県立 _____ 病院長 香川県立がん検診センター所長	上記のとおり納付してください。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 香川県立 _____ 病院長 香川県立がん検診センター所長																																																																																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">領 収 日 付 印</td> <td style="width: 50px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	領 収 日 付 印		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">領 収 日 付 印</td> <td style="width: 50px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	領 収 日 付 印																																																																																																									
領 収 日 付 印																																																																																																													
領 収 日 付 印																																																																																																													
自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。 保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。 その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。 本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。	自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。 保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。 その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。 本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。																																																																																																												

(その2)

納入通知書(請求書)兼領収書

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別	負担割合	%	受診科
請求期間			病室

診 察 料	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	診療費負担金 円	高齢者一部負 担金 円	公費一部負担 金 円	選定療養等 円	
検 査 料	画像診断 点	投薬 点	注射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点	食事療養標準 負担額 円	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円
処 置 料	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点	歯冠修復及び 欠損補綴 点	電気代 円	容器代 円	人間(脳) ドック料 円	その他① 円	その他② 円
薬 料	歯科矯正 点	病理診断 点	診断群分類 (DPC) 点	診療費計 点	食事療養 円			助成金 円	うち消費税及 び地方消費税 額 円	

前回までの未納
納期限 年 月 日
納付場所 香川県立 病院
香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の 銀行

請求額 円

領収日付 円

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。
保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。
その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。
本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。

上記のとおり納付してください。
香川県立 病院長
香川県立がん検診センター 所長 印

(その2)

納入通知書(請求書)兼領収書

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別	負担割合	%	受診科
請求期間			病室

診 察 料	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	診療費負担金 円	高齢者一部負 担金 円	公費一部負担 金 円	選定療養等 円	
検 査 料	画像診断 点	投薬 点	注射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点	食事療養標準 負担額 円	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円
処 置 料	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点	歯冠修復及び 欠損補綴 点	電気代 円	容器代 円	人間(脳) ドック料 円	その他① 円	その他② 円
薬 料	歯科矯正 点	病理診断 点	診療費計 点	食事療養 円				助成金 円	うち消費税及 び地方消費税 額 円	

前回までの未納
納期限 年 月 日
納付場所 香川県立 病院
香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の 銀行

請求額 円

領収日付 円

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。
保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。
その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。
本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。

上記のとおり納付してください。
香川県立 病院長
香川県立がん検診センター 所長 印
香川県立白鳥病院附風津田診療所長

(その3)

収 入 伝 票											
											No _____
患者番号 _____		患者氏名 _____ 様									
保険種別						負担割合	%		受診科		
請求期間								病 室			
診 療 点 数	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投 薬				
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療				
	歯冠修復及び欠損補綴	歯科矯正	病理診断	診断群分類(DPC)点	診療費計		食事療養 円				
請 求 額 明 細	診療費負担金	高齢者一部負担金	公費一部負担金	選定療養等		食事療養標準負担額					
	特別室料	文書料	材料料	検査料	電気代	容器代	人間(脳)ドック料				
	その他①	その他②			助成金		うち消費税及び地方消費税額				
前回までの未納											
納 期 限 _____ 年 月 日											請求額 _____ 円
_____ 年 月 日											領 取 日 付 印

(その3)

収 入 伝 票											
											No _____
患者番号 _____		患者氏名 _____ 様									
保険種別						負担割合	%		受診科		
請求期間								病 室			
診 療 点 数	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投 薬				
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療				
	歯冠修復及び欠損補綴	歯科矯正	病理診断	診断群分類(DPC)点	診療費計		食事療養 円				
請 求 額 明 細	診療費負担金	高齢者一部負担金	公費一部負担金	選定療養等		食事療養標準負担額					
	特別室料	文書料	材料料	検査料	電気代	容器代	人間(脳)ドック料				
	その他①	その他②			助成金		うち消費税及び地方消費税額				
前回までの未納											
納 期 限 _____ 年 月 日											請求額 _____ 円
_____ 年 月 日											領 取 日 付 印

(その4)

収 入 伝 票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別	負担割合	%	受診科
請求期間			病室

診 初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検 査 点
病 画像診断 点	投 薬 点	注 射 点	リハビリテ ーション 点	精神科専門療 法 点
処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点	歯冠修復及び 欠損補綴 点
歯科矯正 点	病理診断 点	診断群分類 (DPC) 点	診療費計 点	食事療養 円

請 診療費負担金 円	高齢者一部負 担金 円	公費一部負担 金 円		選定療養等 円
食 事療養標準 負担額 円	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円
電 気代 円	容 器代 円	人間(脳)ド ック料 円	その他① 円	その他② 円
			助成金 円	うち消費税及 び地方消費税 額 円

前回までの未納

納期限 年 月 日 請求額 _____ 円

年 月 日

領
収
日
付
印

- 備考 1 診療点数及び請求額明細の欄中の項目名は、該当がない場合はその記載を省略することができる。
- 2 (その1)に代えて(その2)を、(その3)に代えて(その4)を使用することができる。
- 3 自動精算機等により納付した患者の氏名、納付額等の一覧表が領収日ごとに作成される場合は、当該一覧表を(その3)に代えることができる。

(その4)

収 入 伝 票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別	負担割合	%	受診科
請求期間			病室

診 初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検 査 点
病 画像診断 点	投 薬 点	注 射 点	リハビリテ ーション 点	精神科専門療 法 点
処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点	歯冠修復及び 欠損補綴 点
歯科矯正 点	病理診断 点		診療費計 点	食事療養 円

請 診療費負担金 円	高齢者一部負 担金 円	公費一部負担 金 円		選定療養等 円
食 事療養標準 負担額 円	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円
電 気代 円	容 器代 円	人間(脳)ド ック料 円	その他① 円	その他② 円
			助成金 円	うち消費税及 び地方消費税 額 円

前回までの未納

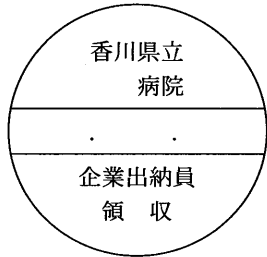
納期限 年 月 日 請求額 _____ 円

年 月 日

領
収
日
付
印

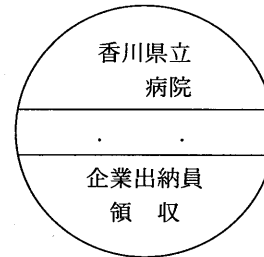
- 備考 1 診療点数及び請求額明細の欄中の項目名は、該当がない場合はその記載を省略することができる。
- 2 本様式((その1) 及び (その3) に限る。) は、複写によることができる。
- 3 自動精算機等により収納する場合は、(その1)に代えて(その2)を使用することができる。
- 4 自動精算機等により納付した患者の氏名、納付額等の一覧表が領収日ごとに作成される場合は、当該一覧表を(その3)に代えることができる。
- 5 香川県立白鳥病院附属津田診療所においては、(その1)に代えて(その2)を、(その3)に代えて(その4)を使用するものとする。

第23号様式（第23条関係）



- 備考
- 1 規格 直径2.5センチメートルとする。ただし、刷込み印刷をする場合は、拡大し、又は縮小することができる。
 - 2 1 県立病院で2箇以上使用する必要がある場合は、「病院」の右側にその箇数番号のアラビア数字を加えること。
 - 3 「香川県立病院」は、がん検診センターにあっては、「香川県立がん検診センター」とする。

第23号様式（第23条関係）



- 備考
- 1 規格 直径2.5センチメートルとする。ただし、刷込み印刷をする場合は、拡大し、又は縮小することができる。
 - 2 1 県立病院で2箇以上使用する必要がある場合は、「病院」の右側にその箇数番号のアラビア数字を加えること。
 - 3 「香川県立病院」は、がん検診センターにあっては「香川県立がん検診センター」とし、白鳥病院附属津田診療所にあっては「香川県立白鳥病院附属津田診療所」とする。

第25号様式中 「香川県立がん検診センター所長
香川県立白鳥病院附属津田診療所所長」 を「香川県立がん検診センター所長」に改める。

第27号様式中 「香川県立がん検診センター
香川県立白鳥病院附属津田診療所」 を「香川県立がん検診センター」に改める。

第28号様式中 「香川県立がん検診センター所長
香川県立白鳥病院附属津田診療所所長」 を「香川県立がん検診センター所長」に改める。

第30号様式（その1）から第39号様式までの規定中 「香川県立がん検診センター
香川県立白鳥病院附属津田診療所」 を「香川県立がん検診センター」に改める。

第42号様式中 「香川県立がん検診センター試算表
香川県立白鳥病院附属津田診療所試算表」 を「香川県立がん検診センター試算表」に、「香川県立がん検診センター所長
香川県立白鳥病院附属津田診療所所長」を「香川県立がん検診センター所長」に改める。

第43号様式中 「香川県立がん検診センター所長
香川県立白鳥病院附属津田診療所所長」 を「香川県立がん検診センター所長」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。